

平成二十七年四月六日提出  
質問第一八七号

竹島問題に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木貴子

### 竹島問題に関する第三回質問主意書

日本政府は韓国が竹島（島根県隠岐の島町）を実効支配している問題に関し、国際司法裁判所（以下、「ICJ」とする。）への単独提訴を当面見合わせる構えとの報道がなされている。右と、「前々回答弁書」（内閣衆質一八九第一二二号）並びに、「前回答弁書」（内閣衆質一八九第一七二号）を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で、起案した者の官職氏名を問うたが、「前回答弁書」（内閣衆質一八九第一七二号）では、「お尋ねの答弁書は、外務省アジア大洋州局において起案し、同省においてしかるべく決裁を経た上で、内閣として決定したものである」との答弁がなされているが、当方が質問した氏名が明らかになつていない。起案した者の氏名を明らかにされたい。

二 前々回、前回質問主意書でも、日本の立場として、堂々と「ICJ」へ単独提訴すべきでないかと政府の見解を問うたが、政府として単独提訴をするべきか否かについて答弁がなされていない。当方の質問に対し、端的に答えられたい。

右質問する。